

第7回WGでの検討結果

不法・危険盛土等への対処に関する課題とガイドラインへの主な記載項目

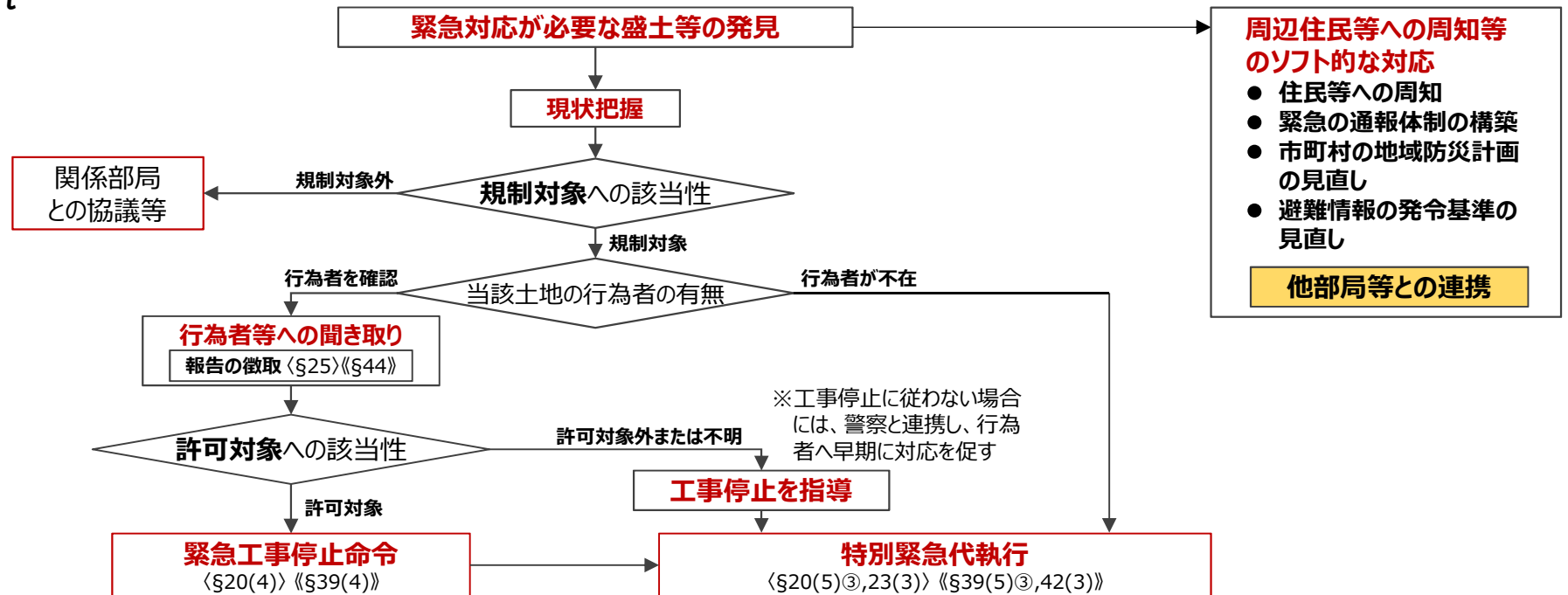
主な課題	ガイドラインへの主な記載項目
【1】不法・危険な盛土等の監視・発見	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 発見の遅れによる対応の難航化 ■ 人員不足による不法・危険盛土等の発見・監視の限界 	<ul style="list-style-type: none"> ■ パトロールによる発見 ■ 関係部局等との連携による発見 ■ 地域住民による通報 ■ 画像衛星解析等による監視・発見
【2】現状把握（報告徴取、立入検査等）	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 原因者の把握 ■ 違法性の判断 ■ 危険性の判断 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現状把握の進め方 ■ 立入検査 ■ 報告の徴取
【3】緊急対応	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急対応が必要な盛土の判断と対応方法の決定が困難 ■ 緊急対策実施後に放置される可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急対応の流れ ■ 緊急対応が必要な盛土 ■ 周辺住民への周知等 ■ 応急対策工事
【4】監督処分	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 監督処分ができない ■ 監督処分に従わない 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 監督処分の判断基準 ■ 監督処分の実施方法 ■ 監督処分に従わない場合の対応
【5】改善命令等	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 改善命令等ができない ■ 改善命令等に従わない 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 改善命令等の進め方 ■ 改善命令 ■ 勧告
【6】行政代執行	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 躊躇ない行政代執行の実施 ■ 費用の徴収が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 行政代執行の進め方 ■ 災害防止措置の実施 ■ 調査 ■ 費用の徴収
【7】刑事告発	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 告発するためのノウハウの不足 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 告発の手順、留意点
【8】その他検討項目	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 法人が解散した場合に行政処分等が困難 ■ 所有者不明土地のため対応が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法人が解散した場合の取扱い ■ 所有者不明土地における対応方法 ■ 土地所有者等が外国人であった場合
【8】関係部局等との連携	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 庁内他部局との連携 ■ 市と県との連携 ■ 警察との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関係部局等との連携体制のあり方 ■ 警察の連携が可能な範囲

【凡例】
水色枠：第7回WG検討箇所

第7回WG検討結果（緊急対応に関して）

【論点・疑問点】	検討結果
○緊急対応の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ● パトロールや通報等により緊急対応が必要な盛土等を発見した場合には、速やかに周辺住民等への盛土等や避難に関する周知、関係部局との避難体制の構築、盛土等の監視等のソフト対策を行うとともに、規制対象への該当性や工事稼働状況の現状把握を行い、その後の緊急対応方法を検討する。 ● 当該土地に行為者がいなければ、速やかに特別緊急代執行により応急対策工事等を行う。 ● 当該土地で現に行為者が工事を施行していれば、行為者等への聞き取り（報告徴取でも可）を行い、許可対象への該当性を確認し、許可対象であれば、まずは緊急工事停止命令を行う。許可対象外または許可対象か判断できなければ、行為者等に対し行政指導により工事停止を促す。そのうえで、特別緊急代執行により応急対策工事等を行う。 ● 盛土規制法の規制対象外の盛土等（規制対象区域外、公共用地内の場合等）であった場合は、早期に関係部局間で情報共有し対応を協議する。

■ 緊急対応の流れ



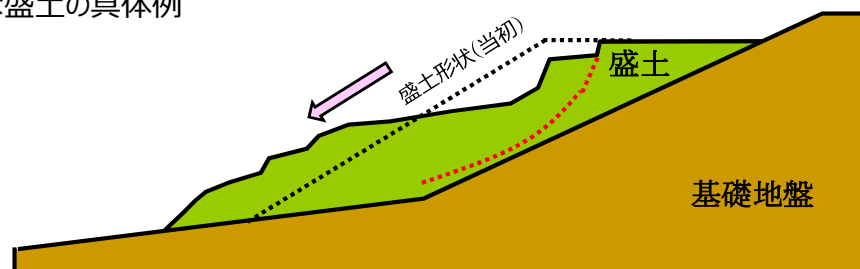
第7回WG検討結果（緊急対応に関して）

【論点・疑問点】	検討結果
○緊急対応が必要な盛土の判断方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急対応が必要な盛土等とは、「すでに大規模崩壊している又はしかけている（土砂は崩落していないが、変状規模が大きく、かつ一部崩壊しているようなもの）状態であり、人的被害のおそれ想定され、災害発生に対して切迫性の高いもの」を指す。これは、盛土等の変状の規模と人的被害のおそれから判断し、特別緊急代執行により応急対策工事等を行う（工事中の場合については、まずは緊急工事停止命令を行う。）。

■ 緊急対策が必要な盛土等の判断目安

着目点	変状の状態
応急対策が必要と判断する状態	<ul style="list-style-type: none"> ● 既に崩壊が発生し、危険な状態となっている。
着目する変状の種類と状態の例	<ul style="list-style-type: none"> ● 規模の大きい亀裂に沿って崩壊が発生して段差が生じており、いつ土砂が崩落してもおかしくない危険な状態となっている。 ● 法肩部で既に崩壊が発生して、崩壊土砂が斜面中腹に残存しており、崩壊の再発や拡大のおそれのある危険な状態となっている。

■ 緊急対応が必要な盛土の具体例



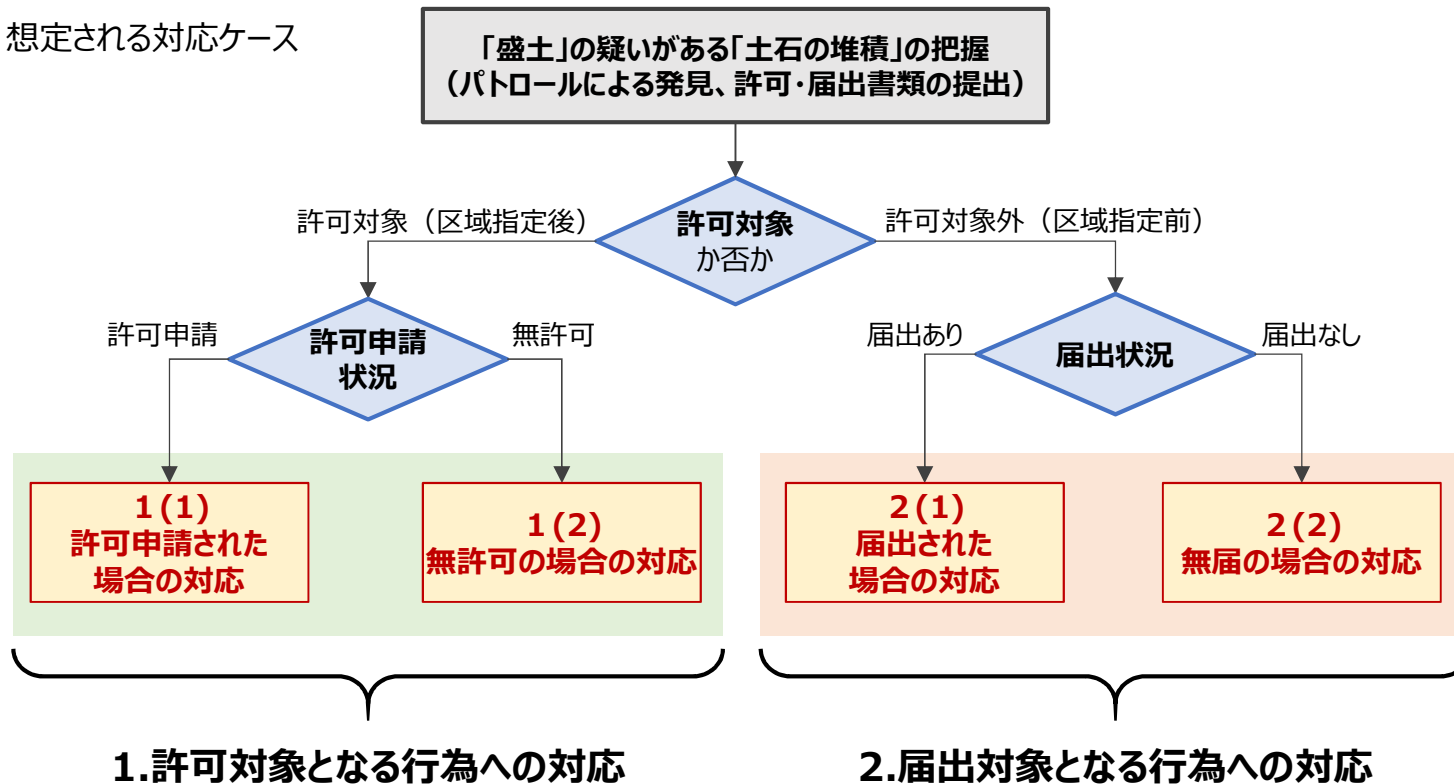
第7回WG検討結果（緊急対応に関して）

【論点・疑問点】	検討結果
○周辺住民への周知方法 他部局等との連携内容（危機管理部局等）	<ul style="list-style-type: none">● 緊急対応が必要な盛土等が発見された場合には、地方公共団体において速やかに盛土等が崩落した場合に被害が想定される周辺住民、公共施設管理者等に周知等を図ることが望ましい。● それとともに、緊急の通報体制の構築等により盛土の変状等の異常が発生した際や、台風の接近等で大雨による土砂災害の発生が予想される場合に、近隣の住民の迅速な避難につなげる情報を発信する等、行政と住民の情報共有による被害の防止を図ることも重要である。● 周知の対象範囲は、盛土等の崩壊や土石流化により人的被害の想定される範囲とする。● 人的被害の想定される範囲については、盛土タイプにより想定するほか、想定が難しい場合は幅広く設定されたい。● なお、特に腹付け盛土のように、傾斜地盤への盛土については、規模の大きい盛土や、崩壊土砂の含水状態が増加すると想定される場合（盛土材が火山灰や軽石など水を含む土粒子の場合など）、下流にため池や河川等がある場合については、崩壊土砂がここで示した範囲より長距離となる可能性があるため留意する必要がある。 ＜影響を及ぼし得る周辺住民の範囲の目安＞<ul style="list-style-type: none">● 谷埋盛土、腹付盛土（地盤勾配が急）：規制対象区域内の下流域全域（溪床勾配2度以上）● 腹付盛土（地盤勾配が緩）、平地盛土：盛土高さの2～5倍● 応急対応にあたっては、盛土規制法担当部局のみならず、荒天時に天候の情報を把握し避難指示等を統率的に指示する危機管理部局や、被害を受けるおそれがある公共施設管理者、その他警察や消防等関係者が連携して対応することが重要である。

第7回WG検討結果（監督処分に関して）

【論点・疑問点】	検討結果
<p>○「土石の堆積」が不法・危険盛土等とならないための対応方法（行為（「盛土」と「土石の堆積」）の判断方法）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● パトロールや許可・届出書類から「盛土」の疑いのある「土石の堆積」を把握した場合、許可対象の該当性を確認したのち、許可申請・届出内容及び立入検査・報告徴取等により「盛土」と「土石の堆積」の判別及び違法性・危険性の判断を行う。 ● 「盛土」と「土石の堆積」は、要求される技術的基準が異なり、それに応じて許可基準や勧告・改善命令の判断（危険性の判断基準・把握方法）も変わってくるため、いずれに該当するかを的確に判別し、対応する必要がある。 ● また、「土石の堆積」が放置され不法・危険盛土等とならないよう、施行中に適切に管理されていることを確認し、必要に応じて行政対応を行う。

■ 想定される対応ケース



第7回WG検討結果（監督処分に関して）

【論点・疑問点】	検討結果
○「土石の堆積」が不法・危険盛土等とならないための対応方法（行為（「盛土」と「土石の堆積」）の判断方法）	<h2>1. 当該工事が許可対象規模である場合の対応</h2> <h3>（1）許可申請された土石の堆積への対応</h3> <h4>ア. 許可申請時の対応</h4> <ul style="list-style-type: none">「土石の堆積」が長期にわたり放置されないよう、盛土規制法では、申請者に申告させる事業期間の上限（5年間）を運用上設けることとしている。「土石の堆積」として申請があった場合は、申請内容が適切であるか審査し、許可条件に適合する場合、適宜工事中の安全管理が適切になされるよう条件を付けて許可放置されるおそれのあるものについては、定期報告やパトロール等により監視し、技術基準違反や許可条件違反などが認められた場合、行政指導や監督処分（許可取消・災害防止措置命令）を行う。 <h4>イ. 許可後の対応</h4> <ul style="list-style-type: none">放置されるおそれのあるものについては、定期報告やパトロール等により監視し、技術的基準違反や許可条件違反などが認められた場合、行政指導や監督処分（許可取消処分・災害防止措置命令）を行う。許可後、工事の計画の変更の許可申請があった場合には、工事の計画の変更については厳しく審査し、施行状況等を踏まえ申請内容を審査し、事業として適切に運用されている場合など、工事が安全に実施される可能性が高い場合には、許可とする姿勢で対応されたい。 <h3>（2）無許可の土石の堆積への対応</h3> <ul style="list-style-type: none">無許可で「盛土」と疑われる「土石の堆積」を発見した場合で、工事関係者を確知できた場合は、工事内容や施行状況を聴取し、「盛土」か「土石の堆積」であるかを判断し、監督処分による災害防止措置命令を行う。なお、工事関係者を確知できず、放置されている場合は、当該土石が除去されることはないと判断し、「盛土」として、土地所有者等に対して監督処分（災害防止措置）を行う。

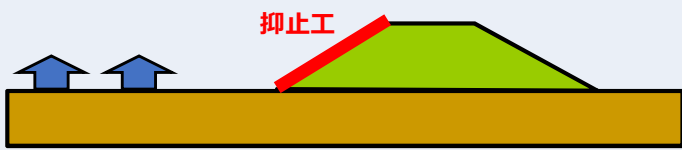
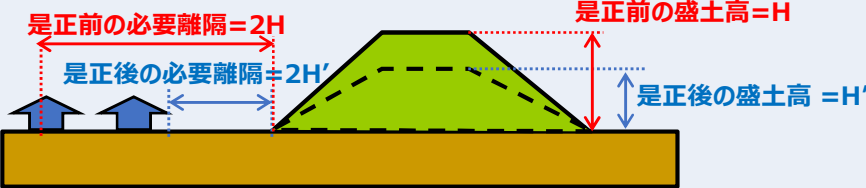
第7回WG検討結果（監督処分に関して）

【論点・疑問点】	検討結果
○「土石の堆積」が不法・危険盛土等とならないための対応方法（行為（「盛土」と「土石の堆積」）の判断方法）	<h2>2. 当該工事が許可対象規模ではない場合（届出対象）の対応</h2> <p>（1）届出された土石の堆積への対応</p> <ul style="list-style-type: none">「土石の堆積」として、届出があった場合、届出内容を確認し、危険な場合には、工事内容について聞き取った上で、工事の施行状況等を踏まえ、「盛土」が「土石の堆積」であるかを判断し、勧告や改善命令を行う。また、ただちに危険ではないものの、放置されて危険な状態になることが予見されるものについては、パトロール等の監視を強化する。 <p>（2）無届の土石の堆積への対応</p> <ul style="list-style-type: none">無届の「盛土」と疑われる「土石の堆積」を発見した場合で、工事関係者を確知できた場合は、工事内容や施行状況等を聴取し、「盛土」が「土石の堆積」であるかを判断した上で、災害発生の危険がある場合には、勧告や改善命令を行う。なお、工事関係者を確知できず、放置されている場合は、当該土石が除去されることはない判断し、「盛土」として、土地所有者等に対して改善命令を行う。また、ただちに災害発生のおそれがあるとはいえないものの、長期間放置された場合には危険な状態になることが予見されるものについては、報告徴取やパトロール等の監視を行う。
○監督処分での弁明の機会の付与の必要性、省略可能な場合はあるか。（明らかに技術基準違反等）	<ul style="list-style-type: none">● 監督処分をする場合、公益上、緊急を要する場合であれば、弁明の機会の付与の手続を省略することが可能であるため、該当する場合は、手続の省略を積極的に検討すること。（行政手続法第13条第2項第1号）● なお、このほかに弁明の機会の付与手続が省略可能な場合として、監督処分の災害防止措置命令（第20条第2項第3号、第3項第3号）のうち、専ら技術的基準の規定に適合しないことを理由として当該基準に従うことを命ずる場合には、弁明の機会の付与を省略することが可能である。ただし、全撤去の命令を行うなど、「当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分」に該当しない場合、同号に基づき、弁明の機会の付与を省略することはできない。（行政手続法第13条第2項第3号）● また、代執行費用納付命令（行政代執行法第5条）を通知する場合は、「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命ずる処分」に該当するため、弁明の機会の付与の手続を省略することが可能である。（行政手続法第13条第2項第4号）

第7回WG検討結果（改善命令に関して）

【論点・疑問点】	検討結果
○改善命令の記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 改善命令は、土地利用状況その他の状況から見て相当であると認められる限度内であることから、「崩落防止する措置」と、「崩落したとしても人的被害を防止する措置」による災害の防止が考えられる。 ● 「崩落発生のおそれ」を防止する措置の場合は、盛土自体の崩落防止のため求める性能（安全率）と、「原因となる事実関係」に応じた適切な対策内容や工法例を具体的に記載。 ● 「崩落したとしても人的被害を防止する措置」を防止する措置の場合は、崩落したとしても保全対象に影響を与えないことを求める性能と「原因となる事実関係」に応じた適切な対策内容や工法例を具体的に記載。 ● 求める性能と対策内容や工法例は、政令で定める技術的基準や関連するガイドライン等を参考に内容を設定することが望ましい。

■ 災害防止措置の種別

	崩落防止する措置【基本形】	崩落したとしても人的被害を防止する措置
求める性能基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 盛土の崩落を防止することを規定（安全率による確認） 例）「最小安全率（常時）1.5以上かつ最小安全率（地震時）1.0以上を満足すること」 	<ul style="list-style-type: none"> ● 崩落したとしても保全対象に被害を与えないことを規定 例）盛土タイプに応じた保全対象との必要離隔を規定 「盛土法尻から2H以上の離隔を確保すること（H：盛土高さ）」
対策工法	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全率を満たし、かつ、原因となる事実関係（崩落発生のおそれの根拠）に応じた適切な対策内容や工法例を記載 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保全対象との必要離隔に応じた適切な対策内容や工法例（排土工による盛土高さの抑制等）を記載
対策イメージ図		
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 保全対象までの離隔や、盛土タイプ等によらず適用可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 詳細な設計等を実施せずに、是正可能となる場合がある ● 「崩落防止する措置」に比べ簡易な工法・安価となる場合がある
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査・安定計算が必須であり、是正までに時間と費用を要する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保全対象までの離隔を確保する必要があるため、盛土形状やタイプ、周辺の土地利用によっては適用が難しい。

第7回WG検討結果（行政代執行、その他検討項目に関して）

【論点・疑問点】	検討結果
○行政代執行法5条の考え方（費用徴収について自治体に裁量があるか）	<ul style="list-style-type: none">● 盛土規制法第20条第6項では、行政代執行後、災害防止措置等に要した費用について、工事主等、土地所有者等又は原因行為者等に負担させることができると規定されている。● 当該費用の徴収については、行政代執行法第5条を準用していることから、実際に要した費用の額及び納期日を定めた所定の納付命令書を交付し、また、同法第6条を準用していることから、国税徴収法の規定に従って、国税滞納処分の例により徴収することができる。● 行政代執行は、本来、原因行為者等が行うべきものについて、公費を投入して行政が代わりに行うものであり、費用徴収を行わなければ、住民監査請求や住民訴訟を受ける可能性があることに留意すること。
○配偶者・子が相続放棄をしていた場合の対応方法 ○相続財産管理人がいた場合の対応方法	<ul style="list-style-type: none">● 配偶者・子を調査して発見した場合、その配偶者・子から相続放棄していると言われた場合には、配偶者・子から相続放棄受理通知書を確認するか、裁判所に相続放棄しているか照会する。● 配偶者・子が相続放棄している場合、併せて他の相続人や相続財産管理人がいるかどうか質問し存在を確認する。● 他の相続人や相続財産管理人の存在も不明の場合は、「過失なく確知できない」と判断して差し支えない。● 他の相続人や相続財産管理人が確知できた場合は、土地所有者として行政処分が可能。

第7回WG検討結果（その他検討項目に関して）

【論点・疑問点】	検討結果
<p>○命令前に外国人が日本国外に移動した場合又は日本人が日本国外に移動した場合において、行政対応は可能か。</p>	<ul style="list-style-type: none">● 盛土規制法は外国人も対象になり得るが、以下の点に留意が必要。<ul style="list-style-type: none">① 行政処分<ul style="list-style-type: none">➢ 行政処分は、外国人も行政処分の対象となり得る。調査するにあたっては、登記簿や親族、関係権利者等への聞き取り調査や、住居地の市町村への外国人住民登録の照会、出入国在留管理局への出入国記録や外国人登録原票の照会を行うことが考えられる。➢ ただし、国外に移動している場合は盛土規制法の送達規定がなく、送達できるかどうか議論が生じる。そのため、外国に逃亡した者への調査や連絡はハードルが高い。その上、通知ができたとしても実効性が問題となる。➢ そのため、災害の防止を優先として、確知できないとして略式代執行に進むことが望ましい。● 外国人の場合<ul style="list-style-type: none">・ 盛土規制法は外国人も対象になり得るが、以下の点留意が必要。<ul style="list-style-type: none">② 代執行を実施した場合の費用徴収<ul style="list-style-type: none">➢ 費用徴収については、①において行政処分が有効であった場合、請求することは可能ではある。しかし、差押えは国内の財産のみ対象であり、海外にある資産は差押えができないため、留意は必要である。③ 告発<ul style="list-style-type: none">➢ 告発については、盛土規制法において定められる刑罰についても、刑法の考え方が適用され、日本国籍でない者が罪を犯したとしても、逮捕や罰則の適用はされるため、告発も可能である。➢ 公訴時効は、罪を犯した者が海外にいる場合、刑事訴訟法において時効の進行は停止される。➢ 警察では、被疑者が国外に逃亡した場合には、必要に応じて関係国の捜査機関との捜査協力を通じ、被疑者の所在確認を行うなどの捜査に努めているため、警察に相談すること。● 日本人が国外に移動した場合<ul style="list-style-type: none">・ 外国人と同様であるが、調査方法については登記簿や親族、関係権利者等への聞き取り調査の他、出入国記録・日本人の在留届（在留先の住所）（外務省）を調査することが考えられる。

第7回WG検討結果（関係部局等との連携に関して）

【論点・疑問点】	検討結果
○各フェーズにおける廃棄物処理法担当部局との連携	● 各段階における廃棄物規制担当部局との連携が可能な事項は以下のとおりである。

行政対応の流れ	廃棄物規制担当部局との連携
<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; text-align: center;"> 日常的な行政対応 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 連携体制の構築のため定期連絡会議を実施し、不法・危険盛土等の情報を共有する。 盛土の許可等の手続き状況や盛土台帳による情報、廃棄物処理業者の盛土規制法違反に関する罰則の適用状況等、両法に基づく適正な運用に必要な情報を共有する。 人事交流を実施する。
全体	<ul style="list-style-type: none"> 盛土規制法、廃棄物規制担当部局双方において、行政対応をした場合には随時情報共有を行う。
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> 不法・危険な盛土等の監視・発見 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 盛土規制法、廃棄物規制担当部局双方で協力し、パトロール実施時や住民等の通報により不法・危険盛土等や廃棄物混じり盛土等を発見した場合は情報を共有する。
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> 現状把握 立入検査・報告徴取 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 盛土規制法、廃棄物規制担当部局双方で連携して立入検査を実施する。 報告の徴収等により得た情報を必要に応じて共有する。
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> 行政指導・勧告 行政処分 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の混入状況等、事案に関する情報や対応状況の共有、相談等を行い、必要に応じて連携して行政指導を実施する。 各法令に基づき各処分内容の整合性を図ったうえで行政処分を行い、対応状況を共有する。
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> 行政代執行 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 盛土規制法に基づく行政代執行を実施している最中に盛土内から廃棄物を発見した場合は、廃棄物規制担当部局に情報共有するとともに、廃棄物処理法に基づく措置命令等の行政処分や行政代執行の実施等の対応を相談する等、連携して対応する。
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> 刑事告発 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 盛土規制法の違反により刑が処された場合は、廃棄物処理法に基づき以下のとおり営業停止又は廃棄物処理業許可の取消しの可能性があるため、違反が認められる段階から廃棄物規制担当部局へ情報提供し相談すること。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 盛土規制法の違反により禁固刑に処された場合 ➢ 盛土規制法の違反により繰り返し罰金刑に処される等、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある場合等

各不法・危険盛土事案に対する対応